

藤沢市子ども・若者の意見聴取及び社会参画・意見反映支援業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、公募型プロポーザル方式により、子ども・若者の意見聴取及び社会参画・意見反映支援業務を実施する事業者を選考する手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、子ども・若者から意見を聴取するとともに、聴取した意見の集計、分析及び報告資料の作成を行い、本市のこども施策の策定・実施・評価へ子ども・若者の意見を反映させるための支援を行う業務です。

対象者は未就学児から若者世代までの幅広い年齢層となるため、実施者には年齢及び発達の程度や特性、テーマ等、様々な要素を勘案し、参加する子ども・若者にとって安全、安心な場の整備及び意見聴取・社会参画に係る様々な取組を一体的に実施するための、企画提案力やノウハウが必要となります。

以上のように事業者には高い専門性が必要となるため、価格のみで決定する入札ではなく、公募型のプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するものです。

3 業務の概要

(1) 業 務 名：藤沢市子ども・若者の意見聴取及び社会参画・意見反映支援業務委託

(2) 委 託 期 間：契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

※ただし、業務継続により子ども・若者の意見表明の機会の確保、聴取した意見のこども施策への反映に係る提案、意見聴取・反映及び社会参画の実施等の改善を図る観点から、委託期間における受託者の実績が良好である場合、最長で令和9年度までの3年間について、単年度ごとの契約を行う可能性があります。

(3) 業 務 内 容：別紙「藤沢市子ども・若者の意見聴取及び社会参画・意見反映支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 提案上限額：5,275,600円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

ただし、本プロポーザルは令和7年度の当初予算を前提としたものであり、市議会において当初予算案が否決された場合には、契約を締結しないことがあります。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、公募の開始日において次に掲げる要件を全て満たす法人とします。

(1) 国又は地方公共団体が平成26年度以降に発注した子ども・若者の意見聴取及び社

会参画・意見反映に関する業務を元請けとして受注した実績があること（履行中も可とします。ただし、別契約により請負った業務については、子ども・若者の意見聴取及び社会参画・意見反映の全てを実施していない限り1件の実績とはみなしません）。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。
- (4) 「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登載の業者については、公表日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。登載のない業者についても、指名停止と同等の事項が発生しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。（更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の許可が決定された者又は再生計画の許可の決定が確定された者を除く。）
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等と関係がないこと。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

5 スケジュール（詳細は、6以下を参照してください。）

公 募 開 始：2025年（令和7年）2月17日（月）

質 問 期 間：2025年（令和7年）2月17日（月）から
2025年（令和7年）3月 3日（月）まで

参加表明書等提出締切：2025年（令和7年）3月 3日（月）

質 問 へ の 回 答：2025年（令和7年）3月 5日（水）

企画提案書等受付開始：2025年（令和7年）3月 6日（木）

企画提案書等受付締切：2025年（令和7年）3月18日（火）

プレゼンテーション（予定）：2025年（令和7年）3月25日（火）

選 考 結 果 通 知（予定）：2025年（令和7年）3月26日（水）

※本プロポーザルに係るすべての事務及び受付は、藤沢市子ども青少年部子育て企画課（本要項12を参照）で行います。

※手続きの受付時間は、平日の午前9時から正午まで、及び、午後1時から午後5時までとします。

※受付期間及び受付時間は厳守してください。また、郵送やメール等による受付の締め切りも、最終受付日の午後5時必着となりますので、期間等に余裕を持ってご対応ください。

6 参加表明書等の受付

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり、参加表明書等を提出してください。

(1) 受付期間

2025年（令和7年）2月17日（月）から同年3月3日（月）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

子育て企画課へ直接持参又は郵送してください。

※直接持参の場合は、事前に子育て企画課へ電話連絡し、日程調整をしてください。

※郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法で送付をしてください。

(3) 提出物

以下に掲げる書類を提出してください。

※データ提出は不要です。

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 会社概要（様式任意）

会社の沿革や組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるものを任意の書式で作成してください。会社のパンフレット等で代えることもできます。

なお、パンフレット等の既存資料を提出する場合は10部提出してください。

ウ 法人の登記簿謄本

参加表明書提出日前3か月以内に取得したものを提出してください。

エ 事業実績調書（第2号様式）

国又は地方公共団体が平成26年度以降に発注した、子ども・若者の意見聴取、意見反映、社会参画に関する業務の元請としての履行実績を記載すること。また、記載の実績に係る契約書や仕様書等、業務の内容及び契約期間がわかるものを添付してください。

オ 納税証明書（法人税、法人事業税、消費税・地方消費税）

参加表明書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。なお、未納がないことの証明でも可能です。

カ 納税証明書（法人市民税・固定資産税）（藤沢市内に事業所がある場合のみ提出）

参加表明書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。なお、未納がないことの証明でも可能です。

キ 誓約書（第3号様式）

(4) 参加の辞退

参加表明書等提出後に辞退する場合は、「辞退届（第4号様式）」を子育て企画課へ直接持参又は郵送してください。

(5) その他

参加表明書等の提出後、提出物から参加資格要件を満たしていないと判断した場合は2025年（令和7年）3月5日（水）までに、書面にて通知します。

7 質問書の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書を次のとおり提出してください。

(1) 質問

ア 受付期間

2025年（令和7年）2月17日（月）から同年3月3日（月）午後5時まで

イ 提出方法及び提出先

子育て企画課へ直接持参、郵送又は電子メールでお送りください。

※直接持参の場合は、事前に子育て企画課へ電話で日程調整をしてください。

※郵送の場合は書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法で送付をしてください。

※電子メールの場合は、不着防止のため、送信した後（当該送信日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は翌開庁日）、子育て企画課へ電話で受信確認を行ってください。なお、電子メールのタイトルは「プロポーザル質問書」としてください。

ウ 提出物

質問書（第5号様式）

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、2025年（令和7年）3月5日（水）までに参加表明者全員に対し参加表明書に記載されたメールアドレス宛に送信するとともに、藤沢市ホームページ上で公開します。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

(3) 留意事項

他の提案事業者に関する質問には、回答しません。

8 企画提案書等の提出

6の参加表明書等の提出を行った事業者は、次のとおり、企画提案書等を提出してください。

(1) 受付期間

2025年（令和7年）3月6日（木）から同年3月18日（火）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

紙ベースと電子データの両方を提出してください。

紙ベースについては、子育て企画課へ直接持参又は郵送してください。

電子データについては、電子メールでお送りください。

※直接持参の場合は、事前に子育て企画課へ電話で日程調整をしてください。

※郵送の場合は書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法で送付をしてください。

※電子メールの場合は、不着防止のため、送信した後（当該送信日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は翌開庁日）、子育て企画課へ電話で受信確認を行ってください。

(3) 提出物

ア 第6号様式	取組方針
イ 第7号様式	配置予定職員の業務実績調書
ウ 第8号様式	企画提案書
エ 第9号様式	見積書（内訳書（様式任意）を添付すること）
オ 任意様式	作業工程スケジュール

（4）提出部数

- ・紙ベースについては、正本各1部、副本各10部（サイズはA4とし、ファイル等に綴じてください。）を提出してください。なお、見積書については、必ず代表者印を押印してください。
- ・電子データについては、各1ファイル（PDF化したもの）をメールに添付をして提出してください。

（5）留意事項

- ア 提案上限額を超えた提案は失格とし、選考のための審査はしません。
- イ 企画提案書等受付締切後の書類の差し替え及び追加提出は認めません。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 参加表明書等の提出を行った事業者であっても、受付期間内に企画提案書等が提出されない場合は辞退したものとみなします。

9 プレゼンテーションの実施

8の企画提案書等を提出した事業者については、次のとおり、プレゼンテーションを行っていただきます。

（1）プレゼンテーション実施日時及び場所

2025年（令和7年）3月25日（火）を予定しています。実施時間及び場所については、企画提案書等を提出した事業者に後日通知します。なお、実施の順番については、企画提案書等を受け付けた順番の逆とします。

（2）時間配分

企画提案書を提出した事業者ごとに30分程度（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とし、準備時間は含まない）。なお、応募状況等により時間に変更となる場合があります。

※企業説明等はプレゼンテーションの時間中で行ってください。

（3）出席者

説明者は5名以内とし、本業務に従事する予定の者が必ず同席してください。

（4）資料・機器等

- ア 事前に受け付けた企画提案書等に沿って内容を説明してください。
- イ プレゼンテーション実施時に資料の追加・変更は認めません。
- ウ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、企画提案書を提出した事業者が用意してください。なお、プロジェクターとスクリーンは当市で用意します。
- エ スクリーンに投影するものは、企画提案書の内容に限り、それ以外の内容は投影しないでください。

10 選考方法

(1) 評価項目

参加表明書等及び企画提案書等の内容並びにプレゼンテーションの内容により、応募事業者の本業務に対する理解度、適格性等を評価します。

(2) 評価者

評価については、子ども・若者の意見聴取及び社会参画・意見反映支援業務委託に係る公募型プロポーザル選考委員会が行います。

(3) 選考方法

各事業者について、提出された書類一式及びプレゼンテーションの内容を対象として、選考委員会による評価を行い、評価点が最も高い事業者を優先交渉事業者とします。なお、評価点が2番目に高い事業者を第2位優先交渉事業者、評価点が3番目に高い事業者を第3位優先交渉事業者とします。

プレゼンテーション選考の評価点において、上位3事業者のうち、2事業者、あるいは3事業者の合計評価点が同じ場合については、同点事業者の見積金額が低い順に、より上位の優先交渉事業者とします。

なお、企画提案書等の提出者が1者のみであった場合にも、本選考を実施するものとします。

(4) 選考基準

別紙「藤沢市子ども・若者の意見聴取及び社会参画・意見反映支援業務委託の選考に係る基準表」のとおりです。

(5) 事業者選考結果の通知

選考結果は、プレゼンテーションを行った全事業者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に送信するとともに、書面にて郵送で通知します。なお、通知日については、2025年（令和7年）3月26日（水）を予定しています。

11 契約

優先交渉事業者との協議が整い次第、仕様を調整のうえ、速やかに契約を行います。

なお、契約締結日については2025年（令和7年）4月下旬を予定しています。

ただし、優先交渉事業者が、契約を辞退した場合、参加資格を満たさなくなった場合、交渉において本業務の履行ができないと判断した場合又は仕様内容の調整が不調となった場合においては、第2位以下の優先交渉事業者から順に繰り上げて、新たな優先交渉事業者とします。

12 その他

(1) 失格

以下の事項に該当する場合は、失格とします。

- ア 本プロポーザルの期間中に、「4 参加資格」で規定する応募資格を失った場合
- イ 「3-(4) 提案上限額」で規定する上限額を超えて提案を行った場合
- ウ 提出物に虚偽の内容が記載されている場合
- エ 複数の企画提案書を作成し、提案した場合

- オ 著しく信義に反する行為を起こした場合
- カ 提案に関して談合等の不正行為があったなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ プレゼンテーションに不参加の場合
- ク その他、当市が指示した事項及び本募集に関する条件に違反していることが判明した場合

(2) 全体留意事項

- ア 本プロポーザルに関する経費は、すべて事業者の負担とします。
- イ 業務の実施に当たっては、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできません。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ウ 本プロポーザルに参加する者は、優先交渉事業者決定後において、選定及びこの実施要項等の内容について、不明錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- エ 提出物の提出方法、提出期限が守られなかった場合は受け付けません。
- オ 提出書類は返却しません。
- カ 提出された企画提案書等の著作権は、選定結果に関わらず、提案事業者に帰属します。ただし、当市が公表等に当たり、修正等が必要と判断した場合には、当市は無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、企画提案書等を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は、本業業務以外の目的で使用することはありませんが、企画提案書等は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。
- キ 本募集に係る一連の手続き及び契約に関する手続きにおいて使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とします。

(3) すべての提出先及び問い合わせ先

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所本庁舎3階

子ども青少年部子育て企画課総務担当 三膳・天川・中野・齊藤

電話 0466-50-3562

FAX 0466-50-8428

E-mail fj4-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

※◎を@に置き換えてください。